平成２１年（フ）第２９１号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3394番地
破産者　山田　　誠
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第２８５号
金沢市北町丁58番地１　グリーンミント101号室、従前の住所金沢市畝田西１丁目195番地２　レオパレス大徳館117号室
破産者　戸水　和巳
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４３０号
静岡市清水区大坪１丁目２番29号　グローバルヴィレッジＢ202号、旧住所静岡市清水区大坪１丁目２番30号　グローバルヴィレッジＢ202号
破産者　池ヶ谷与志一
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５９３号
静岡県島田市横井２丁目12番59号
破産者　熊野　英孝
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８８７号
静岡市清水区中之郷２丁目６番２号グリーンヒルくさなぎ103号
破産者　鷲巣　圭一
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３８６号
群馬県太田市東本町58番20―408号、開始決定時の住所宮城県塩竈市藤倉３丁目18番33号
破産者　佐藤　功治
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８４号
栃木県那須塩原市石林881番地　コーポ祥201号、前住所栃木県矢板市片岡2144番地15
破産者　阿久津泰久
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１０８号
栃木県那須塩原市一区町281番地390、前住所栃木県那須塩原市北二つ室349番地183
破産者　大鹿　壽一
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１０９号
栃木県那須塩原市一区町281番地390、前住所栃木県那須塩原市北二つ室349番地183
破産者　大鹿ミツイ
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１８５号
埼玉県春日部市南４丁目17―18、住民票上の住所埼玉県越谷市大字上間久里297番地３
破産者　三浦　秀明
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４４６号
埼玉県越谷市東越谷２丁目１番地５　越谷ハイツＢ―102号、旧住所埼玉県越谷市東大沢１丁目27番地27
破産者　金子征四郎
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第７７号
新潟市東区大形本町６丁目７番11―Ｂ301号、前住所新潟市東区山木戸３丁目14番47号　セントラルきどＢ102
破産者　高橋　理紗
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６１号
香川県高松市春日町1339番地６、前住所香川県さぬき市津田町津田111番地
破産者　笠井　彰彦
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４２５号
愛媛県松山市泉町107番地14
破産者　中野　公子
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７０２号
愛媛県松山市泉町107番地14
破産者　中野　晴雄
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１３３３号
福岡市城南区鳥飼５丁目２番43―214号
破産者　気ごころ整体院こと　黒田　広之
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３８７号
福岡県筑紫野市大字俗明院158番地1220号
破産者　大石　芳憲
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３９８号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷2212番地２　山下ビル202、開始決定時の住所長崎県西彼杵郡時津町日並郷1085番地74
破産者　川浪紀代子
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係